明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○北海道開発局告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十七号

(三)　占用を制限する区域　北海道檜山郡江差町字柳崎町一八六番から同道二海郡八雲町立岩四五四番二まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十八号

(三)　占用を制限する区域　函館市若松町二〇番九から北海道茅部郡森町字森川町二九二番七まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十九号及び三百三十八号

(三)　占用を制限する区域　函館市若松町一六番七から同市末広町二二番二八まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八十号

(三)　占用を制限する区域　北海道松前郡福島町字日向一五番から函館市万代町一七六番まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十三号

(三)　占用を制限する区域　旭川市四条通八丁目一七〇三番五から北見市端野町二区五三四番九まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局、同局旭川開発建設部及び同局網走開発建設部